

福井県小学校教育研究会理科部会会則

(名称)

第1条 本会は、福井県小学校教育研究会理科部会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、部会長の所属する学校内に置くことを原則とする。

(目的)

第3条 本会は、福井県における小学校理科の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会 (2) 理事(支部長)会 (3) 研究大会(隔年)
- (4) 「私たちの理科研究」事業 (5) 「理科作品コンクール」事業
- (6) 理科部会会誌の発行 (7) その他目的達成に適切と認められる事業

(組織)

第5条 本会は、福井県の小学校に籍を置く理科教員で組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 部会長 1名 副部会長 2名 監事 2名 庶務 1名
- 理事(支部長) 15名

(役員を選出)

第7条 本会の役員は、庶務をのぞいて、各支部長から選出する。

- 2 次年度の部会長は、年度始めの理事会で協議し選出する。
- 3 副部会長の1名は部会長が選出し委嘱する。1名は県教育課程研究集会ローテーション表の次年度発表者のブロックから、監事は無役のブロックからそれぞれブロック内で選出し、部会長が委嘱する。
- 4 庶務は部会長のブロックに籍を置く小学校理科教員から適任者を選んで選出し、部会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 部会長は、本会を代表し、研究活動を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。
- 4 庶務は、事務局を担当する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催する。

- 2 総会には、おおむね次の事項を行う。
 - (1) 新年度役員を紹介
 - (2) 前年度会計及び決算の報告
 - (3) 新年度事業計画及び予算案の審議
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他必要な事項
- 3 やむを得ない事情によって総会を開くことができない場合及び緊急を要する場合は、理事会の議決を持って総会に代えることができる。

(経費)

第11条 本会の経費は、県小教研補助金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 第4条の事業を各支部で遂行するために、本会の経費から各支部に対して、事業経費の補助を行う。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

(施行期日)

本会則の内容変更に伴い、全面施行は平成26年2月20日からとする。

本会則の内容変更に伴い、全面施行は令和6年2月16日からとする。